

会員各位

2013年3月

公益社団法人 日本生物工学会  
会 長 原 島 俊

## 次期理事および監事候補者の告示

定款に則り、任期が2013年5月24日総会終了から始まる理事および監事の改選をおこないます。つきましては、候補者を下記のとおり告示いたします。

### 記

#### 理事候補者：

青柳 秀紀 (筑波大学)	倉橋 修 (味の素)	西村 顕 (白鶴酒造)
跡見 晴幸 (京都大学)	黒田 章夫 (広島大学)	朴 龍 洙 (静岡大学)
安部 淳一 (鹿児島大学)	後藤 奈美 (酒類総合研究所)	福崎英一郎 (大阪大学)
池 道彦 (大阪大学)	五味 勝也 (東北大学)	藤原 伸介 (関西学院大学)
今井 泰彦 (キッコーマン)	近藤 昭彦 (神戸大学)	堀内 淳一 (北見工業大学)
大政 健史 (徳島大学)	水光 正仁 (宮崎大学)	本多 裕之 (名古屋大学)
貝沼 章子 (東京農業大学)	園元 謙二 (九州大学)	松井 和彦 (味の素)
北川 泰 (アサヒグループホールディングス)	高木 昌宏 (北陸先端科学技術大学院大学)	山田 隆 (広島大学)
北本 宏子 (農業環境技術研究所)	高下 秀春 (三和酒類)	養王田正文 (東京農工大学)
紀ノ岡正博 (大阪大学)	中山 亨 (東北大学)	横田 篤 (北海道大学)

#### 監事候補者：

坂口 正明 (サントリー酒類)      田谷 正仁 (大阪大学)

#### [定 款]

第22条 この法人に、次の役員等を置く。

- (1) 理事 20名以上30名以内
- (2) 監事 2名以内
- (3) 顧問 10名以内

2 理事のうち1名を会長、会長以外の理事のうち2名以内を副会長とする。

3 前項の会長及び副会長をもって、法人法に規定する代表理事とし、会長及び副会長以外の理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事（理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定された理事をいう。以下同じ）とする。

第23条 役員は社員総会の議決によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の議決によって理事の中から選任する。

3 業務執行理事は、理事会において理事の中から選任する。

4 顧問はこの法人に特に功績のあった者で、理事会において推薦され、社員総会の承認を得る。

5 監事は、理事または使用人を兼ねることができない。

6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、総理事数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

7 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、総理事数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

8 理事または監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。